Close Up

最近の特許行政ならびにマルチマルチクレーム制限の改訂について
—2022年度特許庁との懇談会報告—

(一社)日本溶接協会　特許委員会

1　はじめに

特許委員会では，日本溶接協会会員企業が知的財産戦略を構築するための側面支援のひとつとして，特許庁の多大なるご協力をいただきながら毎年懇談会を行っている。今年度は，2022年11月11日に溶接会館およびオンラインにて，特許庁から４名，会員企業から49名が参加して懇談会が開催された。

第１部では，特許庁から**表１**に示すテーマ２件（最近の特許行政について，マルチマルチクレーム制限に関する審査基準の改訂について）について講演をいただいた。また第２部では，特許庁と会員企業による情報共有・意見交換を行う機会として，意見交換会の場を設けた。

以下に講演会および意見交換会での質疑応答の内容について抜粋して報告する。

表１　2022年度懇談会のテーマと特許庁参加者

	テーマ	特許庁参加者（敬称略）
1	最近の特許行政について	【講演】 特許庁審査第二部生産機械（加工機械） 技術担当室長　　梶本　直樹
2	マルチマルチクレーム制限に関する審査基準の改訂について	【講演】 特許庁審査第一部調整課 審査基準室 室長補佐　　喜々津　徳胤
3	意見交換会	【参加者】 特許庁審判部第13部門 上席部門長　　見目　省二 特許庁審査第二部生産機械（加工機械） 技術担当室長　　梶本　直樹 先任上席審査官　　柏原　郁昭 特許庁審査第一部調整課 審査基準室 室長補佐　　喜々津　徳胤

2　最近の特許行政と施策紹介

最近の知財情勢と施策紹介について（知財をめぐる動向，世界最速・最高品質の特許審査，ユーザーへの支援，海外協力など），解説いただいた。以下に講演内容を報告する。

2.1　特許出願等の推移

五庁（日米欧中韓の特許庁）における特許出願件数の推移を**図１**の左側のグラフに示す。一番上の中国の特許

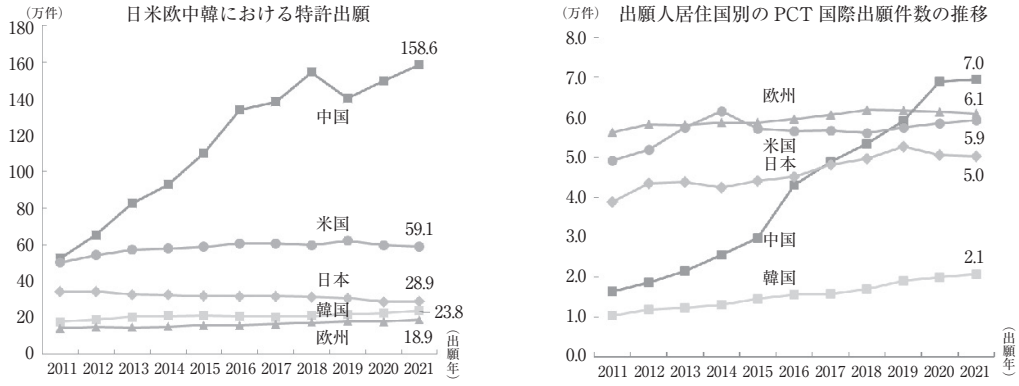

（出典）日本：統計・資料編　第１章１
米国：米国ウェブサイト（2014～2016年）及び米国提供資料（2017-2018年，2019（暫定値））
欧州：Patent Index 2019（European patent applications）
中国：中国ウェブサイト
韓国：韓国ウェブサイト及び韓国提供資料（2019年暫定値）
＊2022年６月時点のデータに基づき作成，2021年は暫定値

（出典）WIPO Statistics Data Center

図１　主要国・地域における特許出願／PCT出願数の推移

出願件数が右肩あがりで急激に伸びている。その下が米国，日本，韓国，欧州となっており，中国以外の４庁については特許出願件数はほぼ横ばいになっている。図１の右側のグラフは出願人居住国別のPCT国際出願件数の推移である。やはり１番目立つのは中国であり，右肩上がりに急激に伸びている。日本については，2019年がピークでその後減少傾向ではあるが毎年の出願件数が５万件前後と高い水準を維持している。

2.2　特許出願件数などの推移（国内）

日本における特許出願件数の推移を**図２**に示す。特許出願件数では，2008年から2009年にかけて大きく下がっている。これはリーマンショックの影響により下がっていると考えられる。その後も徐々に減少傾向であったが，2020年に再び大きく下がっている。この現象は，新型コロナウイルスの流行の影響であると考えられる。特許出願件数に対する特許登録件数の割合は徐々に増加しており2016年に特許出願された案件では大体60％が特許登録されている。

2.3　世界最速・最高品質の特許審査

世界最速・最高品質の特許審査について紹介する。**図３**は特許庁の審査の質に関する評価の調査結果を示している。図３中の左上，右上，左下のグラフに関しては，満足，比較的満足を合わせて約60％であり，ユーザーの皆様から比較的肯定的に評価をされていると考えている。一方，図３中の右下のグラフで示している，判断の均質性についての評価については，満足，比較的満足が増加傾向ではあるものの2021年度は約40％に留まっている状況である。比較的不満，不満を合わると2021年度は約15％であり，他の調査項目に比べると否定的な評価が高い結果となっている。この判断の均質性を高めるための特許庁の取組について，次に紹介する。

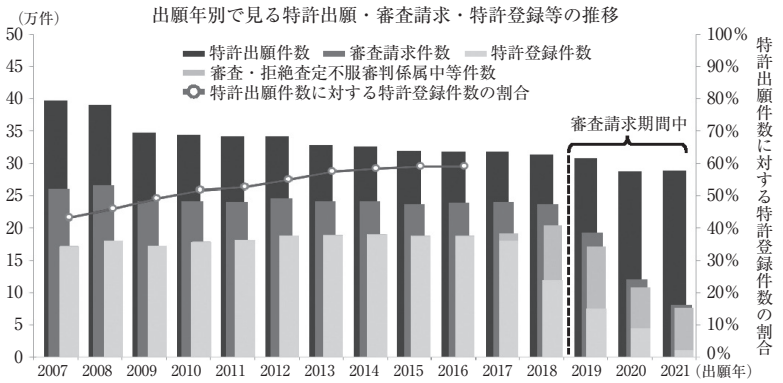

（備考）出願年別の特許出願・審査請求・特許登録等の件数には，特許権の存続期間の延長登録の出願の件数は含まれない。
出願年別特許出願登録件数は，2022年４月22日時点での暫定値。
2018年から2021年の出願における出願年別審査請求件数は，2022年４月22日時点での暫定値。
（出典）特許行政年次報告書2022年版

図２　日本での特許出願・審査請求・特許登録等の推移

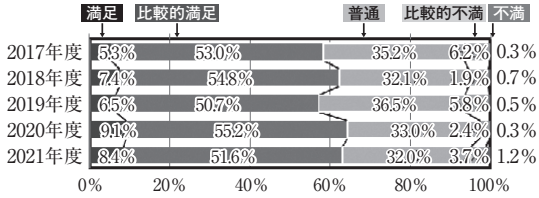

図 1. 特許審査全般の質についての評価（全体評価）

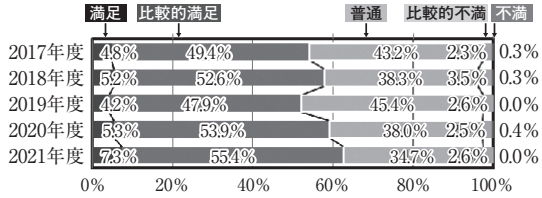

図 2. 国際調査等全般の質についての評価（全体評価）

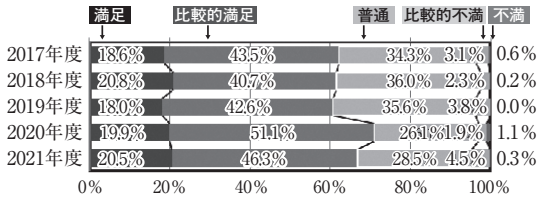

図3. 面接，電話等における審査官とのコミュニケーションについての評価

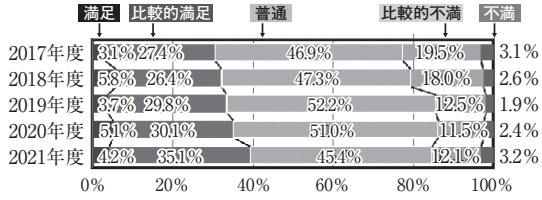

図 4. 判断の均質性についての評価

※図 3, 4 は国内出願における評価

図３　特許庁による審査の質に関する評価の調査

2.4　品質管理の取組

判断の均一性を高めるための特許庁の取組の一つとして品質管理の取組（**図４**）があり，その一例が協議である。特許審査は，基本的には１件の特許出願に対して１人の審査官が，特許出願の発明の理解，先行技術の調査，特許出願の発明と先行技術との対比，特許性の判断を行う。そして，特許性ありと判断すれば特許査定，特許性なしと判断すれば拒絶理由通知または拒絶査定を通知する。このように，基本的には１件の特許出願を１人の審査官が担当している。近年，技術が複合化した特許出願が増加しており，他の技術を担当している審査官の技術的知見を借りたい機会が増加している。また，技術以外にも法律や審査基準の運用について，他の審査官の知見を借りたい機会もある。このような場合に，審査官は他の審査官と先行技術の調査範囲や，法律や審査基準の運用の判断等について協議を行い，判断の均一性が担保されるように努めている。

また，品質管理の取組の一つとして管理職や品質管理官によるチェックもある。審査官が作成した通知書は全件，管理職によるチェックが行われている。管理職がチェックを行った通知書の中で審査官の意図が出願人に伝わりにくいものや，法律や審査基準の運用に誤りがあるもの等，通知書の是正が必要と判断されたものは審査官へフィードバックを行っている。管理職がとくに問題ないと判断した通知書についても，サンプル抽出されて審査経験が豊富な品質管理官がチェックを行う。管理職によるチェックと同じく，通知書の是正が必要と品質管理官に判断されたものは審査官へフィードバックを行い，審査の質の向上を図っている。

2.5　AI審査支援チーム

特許庁では2021年１月に管理職員等とAI担当官から構成されるAI審査支援チーム（**図５**）を立ち上げた。AI関連技術は複数の審査部門にまたがる代表的な融合技術であり，各審査部門が担当する技術分野を超えて連

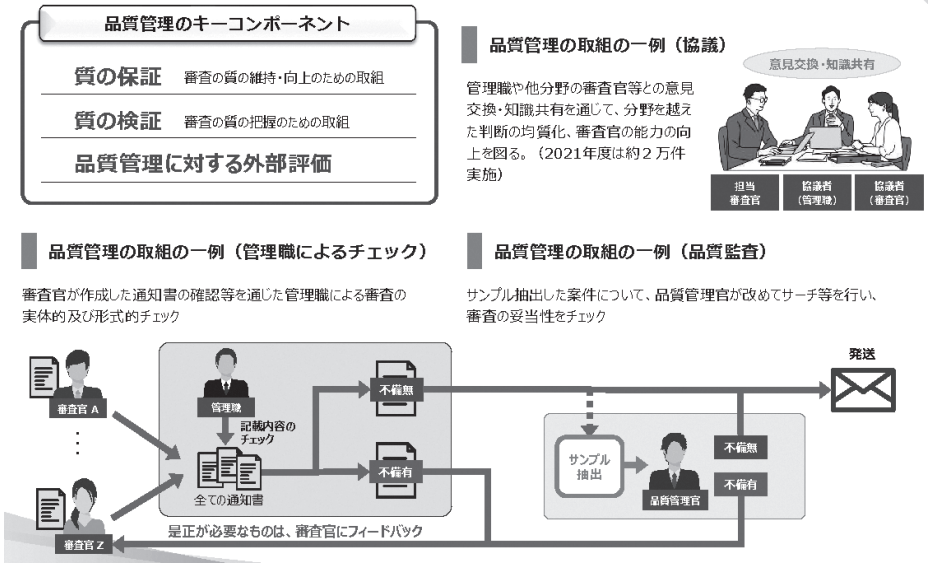

図４　品質管理への取組

図５　AI審査支援チーム

携することが必要である。AI審査支援チームは，各審査部門が担当する技術分野を超えて連携し，最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有および特許審査施策の検討等を実施している。また，各審査部門の審査官が，AI関連技術を審査する際にAI担当官に気軽に相談できる体制を構築している。

2.6　世界最速・最高品質の特許審査

図６に一次審査通知，権利化までの期間を示す。特許庁の2023年度目標として一次審査期間は平均10ヵ月以内，権利化までの期間は平均14ヵ月以内としている。日本の権利化までの期間は他の五庁に比べて短いものとなっている。

2.7　早期審査，スーパー早期審査

通常の審査でも他庁に比べて早い審査結果を提供しているが，さらに早く審査結果を提供する制度を特許庁では２つ設けている。１つは早期審査，もう１つがスーパー早期審査である。早期審査は手続きが無料であり，実施関連出願，外国関連，中小企業等が対象となる。早期審査は一次審査通知までの平均期間が2.7ヵ月，権利化までの平均期間が5.7ヵ月である。スーパー早期審査も手続きが無料であり，実施関連出願かつ外国関連出願という早期審査よりも厳しい条件を満たしたものが対象になる。スーパー早期審査では一次審査通知までの平均期間が0.8ヵ月，権利化までの平均期間は2.7ヵ月となっている。

2.8　ユーザーの事業展開の支援

ユーザーの事業展開を支援する取組として面接がある。以前は出願人が審査官に補正案等を送付する手段はファクシミリのみであったが，現在は電子メールにより補正案等を審査官に送付することが可能となっている。また，インターネット回線を用いたオンライン面接も実施している。オンライン面接はとくに地方のユーザーの方から便利で使い勝手がいいとの声をいただいている。なお，特許庁庁舎で行う対面での面接も引き続き実施している。企業の所在地まで審査官が出向く出張面接も実施しているが，新型コロナウイルスの流行の影響により，出張面接の件数は減少している。

2.9　事業戦略対応まとめ審査

事業に必要な知的財産権を分野横断的に，必要なタイミングでの権利化を可能とすることで，企業の事業展開を支援することを目的として，事業戦略対応まとめ審査を行っている。事業戦略に関連する特許のみならず，意匠・商標もタイムリーに権利化可能である。各分野の審査官が事業戦略や技術の内容を企業から直接説明を受け，事業等を十分に理解して審査を行うため，事業に役に立つ権利取得が可能となっている。また各分野の審査官が必ず協議を行い，ばらつきのない審査を実現している。

また，今年（2022年）７月にガイドラインを改訂し，とくに以下に示す点で活用しやすくなった。①事業説明や面接は，対面・オンラインどちらでも可能であることを明確化。②出願群に少なくとも１件の特許出願が含まれれば申請可能。③出願群は着手済み案件を含めることが可能。④特許出願・意匠登録出願について，各出願における早期審査の申請は不要。費用も無料であるので，活用を検討されたい。

2.10　海外での早期権利化

特許審査ハイウェイ（PPH）は，日本国特許庁で特許可能と判断された出願について，出願人の申請により，他庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みである。PPHを利用した場合，例えば米国

一次審査通知，権利化までの期間の推移（日本）

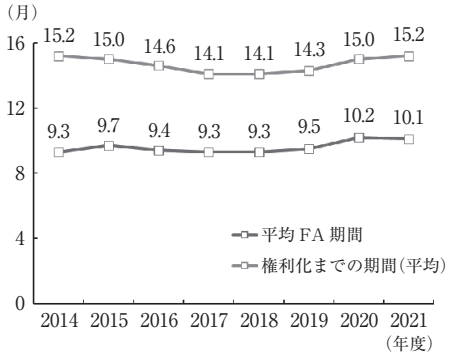

各国における一次審査期間と権利化までの期間

2020年	一次審査期間	権利化までの期間
日本	**10.2**ヵ月	**15.0**ヵ月
米国	**14.8**ヵ月	**23.3**ヵ月
欧州	**4.3**ヵ月	**23.7**ヵ月
中国	**14.4**ヵ月	**20.0**ヵ月
韓国	**11.1**ヵ月	**15.8**ヵ月

（資料）米国：Annual Report 2020
欧州，中国，韓国：IPS Statistic Report 2020

図６　一次審査通知，権利化までの期間

では審査待ち期間が通常の出願に比べ73％短縮し，特許率も通常出願の約81％から約86％に向上している。

2.11　国際審査協力

海外特許庁と相互に審査官を派遣し，審査実務の調和の推進，日本の審査実務の普及・浸透を促すことにより，わが国企業が海外において円滑かつ予見性高く特許権を取得することを支援している。

審査官協議は先進国，国際研修指導教官による研修はアセアン各国を主に対象としている。

国際審査協力の機会を通じて，わが国企業からの海外知財庁の特許審査実務に関する要望・関心事項に関連した情報収集も実施している。

2.12　国際的な特許制度・運用の調和

国内外での権利取得の円滑化のため，先進国間会合（Ｂ＋会合）や五庁会合の場を利用して，国際的な特許制度・運用の調和に向けた議論を進めている。例えば，新規性喪失の例外期間，18ヵ月公開，衝突出願（日本では特許法第29条の２），先使用権についての制度調和に向けた議論を続けてきた。

2.13　特許庁の知財専門家を世界に配置

世界各国に特許庁から職員を派遣している。海外で知財関係に困ったことがあれば，御相談ください。

2.14　特許庁における押印廃止・デジタル化の推進

特許庁では，申請手続き書類等のデジタル化を推進し，現在では件数ベースで約９割がデジタル化されている（275万件／310万件）。また，手続きのさらなるデジタル化を検討している。

2.15　審査請求前に権利化の見通しを得る

審査官は登録調査機関が作成した先行技術調査報告を参考にして審査を行うことがある。

審査官が利用している先行技術調査報告と同品質の調査報告をユーザーの皆様も利用可能な制度が特定登録調査機関制度になる。出願済かつ審査請求前の特許出願について特定登録調査機関に調査を依頼することで調査報告を得ることができる。費用はかかるが，調査報告を活用することにより，審査請求の要否の判断，自発補正の判断，出願取下による技術の秘匿化の判断など，様々な戦略の判断に活用できる。

2.16　特定登録調査機関制度に対する制度ユーザーの声

特定登録調査機関制度は従前からあるが，制度を利用しているユーザーはそれほど多くはない。しかしながら，制度を利用しているユーザーからは次のように肯定的な声をいただいている。

・質の高い調査報告がリーズナブルな価格で入手できる制度である。
・利用可能性の低い出願の無駄な審査請求が減らせる。
・事前の自主補正をすることで，審査官から拒絶理由通知が届くケースが減って通知に対処するための負担が軽減されることで，トータルではコストを下げられる。

ぜひ，特定登録調査機関制度の活用を検討されたい。

2.17　知財経営の実践に向けた特許庁の支援について

知財経営の実践に向けた特許庁の支援として，今年（2022年）は企業価値向上に資する知的財産活用事例集を作成した。主に経営層や事業戦略部門，知財部門，経営企画部門に対してどのような知的財産の経営に取り組めばよいのか，実際の企業の事例を紹介する形になっている。また，IPランドスケープの活用に関しても事例が掲載されている。

IPランドスケープに関しては，セミナー動画を特許庁が無料で配信している。セミナー動画には企業の知財部長クラスのIPランドスケープへの取組に関する対談などもあり，非常に見応えがあるものとなっている。関心があればアクセスされたい。

2.18　その他

特許庁と意見交換を希望する企業を随時募集している。特許庁との意見交換の要望があれば連絡いただきたい。意見交換の場ではその企業にカスタマイズした特許情報を提供している。

また，特許庁では，Twitter，メールマガジンの配信サービスなどで特許庁の情報を発信している。御関心があれば登録をされたい。

3　マルチマルチクレーム制限に関する審査基準の改訂について

本項では，マルチマルチクレーム制限の基準改訂について，制限内容，変更理由，制限後の状況などを含めて紹介する。

3.1　制限の概要（特許）

3.1.1　制限の趣旨

マルチマルチクレームは主要庁の中で欧州では認められているが，米中韓においては制限されている。マルチマルチクレームについては，一の請求項を把握するにあたって，その請求項が引用するすべての各請求項の記載を組み合わせて把握することが必要であるなど，第三者による監視や審査処理において過度な負担を生じさせる要因であった。以上を踏まえて，産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会で，国際調和，審査負担，第三者の監視負担の軽減の観点からマルチマルチクレーム制限を導入すべきであるという方針が示された。また，その後に開催された審査基準専門委員会ワーキンググループにおいて審査基準の改訂方針等が示され，令和４年４月から新たな制度が始まった。

3.1.2　制限の概要

マルチマルチクレームについては，特許法第36条第６項第４号が委任する特許法施行規則第24条の３に新たに第５号を設けて制限するものである。これに違反する場合，拒絶理由にはなるが，異議理由・無効理由ではない。重要なポイントとしては，マルチマルチクレーム制限は省令改正の施行後，すなわち令和４年４月１日以降にする特許出願に適用される。このため，出願日が施行日前に遡及する分割出願についてはマルチマルチクレーム制限が適用されない。また，国際出願日が施行前である国際出願を施行後に日本国内移行する場合も適用されない。一方で，優先権主張をともなう出願については出願日が遡及するものではないので，出願日が施行日以降であれば，マルチマルチクレーム制限が適用される。

次に，制限の対象について説明する。マルチマルチクレーム制限とは，マルチクレームを記載するにあたって，引用される請求項がマルチクレームであってはならない，というものである。ここで，マルチクレームとは２以上の請求項を択一的に引用する請求項を意味する。具体的には**例１**をご覧いただきたい。請求項３には「請求項１又は２」と記載されており，複数の請求項を引用しているのでマルチクレームである。また，請求項４には「請求項１～３」と記載されており，複数の請求項を択一的に引用している。そうすると，請求項４はマルチクレームである請求項３を引用するマルチクレームであるため，マルチマルチクレームである。また，請求項７のように間接的にマルチクレームである請求項４を引用する場合であっても，マルチマルチクレームという取扱いとなる点，留意されたい。

【例１】

請求項１	Ａを備える装置。
請求項２	さらにＢを備える請求項１に記載の装置。
請求項３	さらにＣを備える**請求項１又は２**に記載の装置。（↑マルチクレーム）
★請求項４	さらにＤを備える**請求項１～３**のいずれか１項に記載の装置。（←マルチマルチクレーム）
請求項５	前記Ｄはd1である請求項４に記載の装置。
請求項６	前記Ｄはd2である請求項４に記載の装置。
★請求項７	さらにＥを備える**請求項５又は６**に記載の装置。（↑マルチマルチクレーム）

次に，**例２**をご覧いただきたい。請求項の末尾に着目すると，請求項３は「装置」であり，請求項４は「プログラム」となっている。このように請求項の末尾の記載が異なる場合であっても，請求項４はマルチクレームである請求項３を引用するマルチクレームであるためマルチマルチクレームとなる。

【例２】

請求項１	Ａを備える装置。
請求項２	さらにＢを備える請求項１に記載の装置。
請求項３	さらにＣを備える**請求項１又は２**に記載の**装置**。（↑マルチクレーム）
★請求項４	コンピュータを**請求項１～３**のいずれか１項に記載の装置として機能させる**プログラム**。（↑マルチマルチクレーム）

一方，２以上の請求項を引用する請求項であっても，２以上の請求項を「択一的に」引用するものでなければ，委任省令要件違反とはならない。具体的には次の**例３**をご覧いただきたい。請求項７はマルチクレームである請求項３及び６を引用するものの，これらを択一的に引用するものではない。このため，請求項７はマルチマルチクレームにはならない。一方で，請求項８はマルチ

【例３】

請求項１	特定構造のネジ山を有するボルト。
請求項２	アルミニウム合金からなる請求項１記載のボルト。
請求項３	さらにフランジ部を有する請求項１又は２に記載のボルト。（←マルチクレーム）
請求項４	特定構造のネジ溝を有するナット。
請求項５	アルミニウム合金からなる請求項４記載のナット。
請求項６	さらにフランジ部を有する請求項４又は５記載のナット。（←マルチクレーム）
☆請求項７	**請求項３**記載のボルト及び**請求項６**記載のナットからなる連結装置。
★請求項８	**請求項１－３のいずれか１項に**記載のボルト及び**請求項４－６のいずれか１項に**記載のナットからなる連結装置。（←マルチマルチクレーム）

クレームである請求項３及び６を，それぞれ択一的に引用するものである。このため，請求項８はマルチマルチクレームとなる。

3.2　制限後の審査の運用

3.2.1　制限に違反した場合の審査について

特許法施行規則24条の３第５号に違反する請求項に係る発明については，マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象としない点が非常に重要なポイントになる。マルチマルチクレーム制限というのは，審査負担の軽減を目的の１つとしている。また，仮にマルチマルチクレームを特許法施行規則24条の３第５号以外の要件についての審査対象とする場合，適切な記載形式によりした出願（マルチマルチクレームなし）とそうでない出願との間の取扱いの公平性を損なうことになる。このため，マルチマルチクレームについては，一律に審査対象としないこととしている。なお，PCT出願の国際段階については，従前のとおり，マルチマルチクレームについても国際調査や予備審査の対象としている。

また，マルチマルチクレームを引用する請求項に係る発明についても，マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象としない。その理由については先ほど述べた理由と同様である。具体的な例として次の**例４**をご覧いただきたい。この例では請求項４，７がマルチマルチクレームである。一方で，請求項５，６は請求項４のみを引用しているため，委任省令要件違反ではない。しかしながら，請求項５，６はマルチマルチクレームである請求項４を引用するものである。よって，請求項４，７だけでなく，請求項５，６についてもマルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象としない。

【例４】マルチマルチクレームを引用する請求項の例（“▲”を付した下記請求項５及び６）

下記請求項５及び６は，請求項４のみを引用するものであるので委任省令要件違反ではないが，マルチマルチクレームである請求項４を引用するものであるので，マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象としない。

【例１（スライド５の事例）における審査対象】
マルチマルチクレーム（“★”）及びマルチマルチクレームを引用する請求項（“▲”）は，マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象とはならない。

請求項１　Ａを備える装置。
請求項２　さらにＢを備える請求項１に記載の装置。
請求項３　さらにＣを備える**請求項１又は２**に記載の装置。（↑マルチクレーム）
★請求項４　さらにＤを備える**請求項１～３**のいずれか１項に記載の装置。（←マルチマルチクレーム）
▲請求項５　前記Ｄはd1である請求項４に記載の装置。（↑マルチマルチクレームを引用）
▲請求項６　前記Ｄはd2である請求項４に記載の装置。（↑マルチマルチクレームを引用）
★請求項７　さらにＥを含む**請求項５又は６**に記載の装置。（↑マルチマルチクレーム）

次に，発明の単一性の判断について説明する。マルチマルチクレーム違反により，マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象としない請求項については，発明の単一性の判断の対象から除外される。例えば次の**例５**をご覧いただきたい。請求項４はマルチマルチクレームであるため，審査官は単一性の判断において請求項４を除外し，請求項１から３についての発明の単一性を判断する。

【例５】発明の単一性判断についての審査対象の決定の例

下記例においては，請求項４はマルチマルチクレームであるので，マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての審査対象とならない。第37条に基づく審査対象の決定については，請求項４を除いた請求項１－３に対して行う。

請求項１　Ａを備える装置。
請求項２　さらにＢを備える請求項１に記載の装置。
請求項３　さらにＣを備える**請求項１又は２**に記載の**装置**。（↑マルチクレーム）
★請求項４　さらにＤを備える**請求項１～３**のいずれか１項に記載の**装置**。（←マルチマルチクレーム）

3.2.2　制限の違反を解消する補正がなされた場合の審査について

マルチマルチクレーム違反を解消する補正がされて，マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件について審査することが必要になった結果，通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知については，当該拒絶理由は補正により生じたものであるから，最後の拒絶理由通知となるので注意が必要である。

3.3　制限の概要（実用新案）

実用新案についても特許と同様であり，実用新案法第５条第６項第４号が委任する実用新案法施行規則第４条に新たに第５号を設けて，マルチマルチクレームを制限する。実用新案法施行規則第４条第５号に違反する場合には，実用新案法第６条の２に規定する基礎的要件を満たさないとして，補正命令の対象となる。また，実用新案のマルチマルチクレーム制限は，省令改正の施行後にする実用新案登録出願に適用される。分割出願などの留意事項も特許と同様である。

3.4　制限への対応について

3.4.1　制限への対応について（クレームの記載例（例６））

請求の範囲については，必要な権利範囲・内容等の特許戦略や技術分野の特徴に応じて記載されるところ，マルチマルチクレーム制限への対応についても，案件に応じた対応が必要となる。また，マルチマルチクレーム制限国（米国，中国，韓国）への出願においては，従前から下記対応例①または対応例②のような記載が見られる。発明の数を維持して請求項を分けて記載しているのが例①，必要な発明に絞って引用する請求項を減らしているのが例②である。

【例６】従来のマルチマルチクレーム（★印）の例

請求項１	Ａを備える装置。（Ａ）
請求項２	さらにＢを備える請求項１に記載の装置。（Ａ＋Ｂ）
請求項３	さらにＣを備える**請求項１又は２**に記載の装置。（Ａ＋Ｃ，Ａ＋Ｂ＋Ｃ）（←マルチクレーム）
★請求項４	さらにＤを備える**請求項１～３**のいずれか１項に記載の装置。（Ａ＋Ｄ，Ａ＋Ｂ＋Ｄ，Ａ＋Ｃ＋Ｄ，Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）（←マルチマルチクレーム）

対応例①（発明の数を維持して請求項を分けて記載する例）

請求項１	Ａを備える装置。（Ａ）
請求項２	さらにＢを備える請求項１に記載の装置。（Ａ＋Ｂ）
請求項３	さらにＣを備える**請求項１又は２**に記載の装置。（Ａ＋Ｃ，Ａ＋Ｂ＋Ｃ）（←マルチクレーム）
請求項４	さらにＤを備える**請求項１又は２**に記載の装置。（Ａ＋Ｄ，Ａ＋Ｂ＋Ｄ）（←マルチマルチクレーム）
請求項５	さらにＤを備える**請求項３**に記載の装置。（Ａ＋Ｃ＋Ｄ，Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）

対応例②（必要な発明に絞って引用する請求項数を減らす例）

請求項１	Ａを備える装置。（Ａ）
請求項２	さらにＢを備える請求項１に記載の装置。（Ａ＋Ｂ）
請求項３	さらにＣを備える**請求項１又は２**に記載の装置。（Ａ＋Ｃ，Ａ＋Ｂ＋Ｃ）（←マルチクレーム）
請求項４	さらにＤを備える**請求項１又は２**に記載の装置。（Ａ＋Ｄ，Ａ＋Ｂ＋Ｄ）（←マルチマルチクレーム）

3.4.2　制限への対応について（明細書の留意点）

前項の対応例②はサンプルチェックの結果，マルチマルチ制限国への実際の出願に多く見られた例である。この形式で出願する際の明細書の作成の留意点は，出願時の請求の範囲に記載のない発明を請求の範囲に追加する補正がある場合，当該発明を見据えて，発明の詳細な説明において必要な発明を記載しておくことが望ましい。また，マルチマルチクレームを許容している国に優先権を主張して出願し，請求の範囲にマルチマルチクレームを記載することを予定している場合，優先権主張の効果を享受できるよう，発明の詳細な説明において必要な発明の組合せを記載しておくことが望ましい。

3.4.3　制限への対応について（クレーム記載の留意点）

一の請求項に複数の発明を記載する際に，他の請求項の記載を引用せずに「又は」を多用すること等により発明を選択肢で表現すると，必要以上に冗長過ぎる場合には簡潔性要件等に違反する場合があるので注意が必要である。

3.5　その他

3.5.1　検出ツールの提供

マルチマルチクレームの検出ツールを特許庁ホームページにて提供している。本ツールは外部と通信することなく動作するため，オフライン環境でも未公開案件の確認に利用できる。請求の範囲における様々な表現を想定して，このツールを作成しているが，一部のマルチマルチクレームは検出できない，または誤検出する場合がある点にご注意いただきたい。

3.5.2　マルチマルチクレームの制限に関する情報

マルチマルチクルームの制限に関する情報として，検出ツールの他，下記の特許庁ホームページにまとめて記載しているのでご参照いただきたい。今後も必要な情報があれば随時，特許庁ホームページで情報を発信していく。（https：//www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html）

3.5.3　マルチマルチクレーム制限後の出願状況について

特許出願に着目するとマルチマルチクレームを含む出願の割合は，制限前は65％程度であったのに対し，制限後は５％程度に減少している。実用新案についても制限前は25％程度であったのに対して，制限後は３％程度に減少している。このように多くのユーザーの皆様にご協力いただいている。一方で，特許出願について，もし出願後にマルチマルチクレームを含むことに気づいた場合は，例えば審査請求するときまでに自発補正することをご検討いただきたい。これにより，（マルチマルチクレームに係る委任省令要件以外の要件についての）審査対象としない，という取扱いを回避することができる。引き続き，マルチマルチクレーム制限にご協力いただきたい。

4　意見交換会

Ｑ１

主要国特許庁の特許査定率推移の最新情報について。また，各国でのプロパテントの傾向と主要国特許庁との議論や取組について。

A 1

特許査定率の推移については，１番目立つのが中国で右肩下がりの傾向である。日本の特許査定率は75％程度で横ばい，米国，韓国，欧州は４年前からそれぞれ平均10％程度特許査定率が上昇している。次に，中国ではプロパテント政策を進めている。具体的には，審査官の増員，弁理士・弁護士の増加，法定賠償額の上限額引き上げ，懲罰的損害賠償制度の導入などである。

2021年12月には日米欧の三極による第39回三極特許庁長官会合が開催され，各庁の手続面でのデジタル化促進や知財と環境問題に関する具体的な取組等について議論し，引き続き三極特許庁間で協力していくことに合意した。2022年６月には日米欧中韓の五庁による五庁長官会合が開催され，日本国特許庁が提案した，AI関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクトの立ち上げに合意した。

1-1-26図　【主要特許庁の特許査定率の推移】

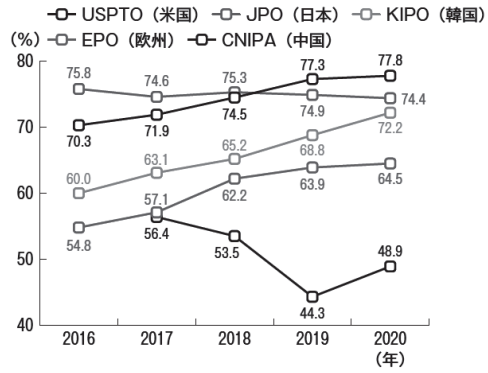

（備考）各庁の特許査定率の定義は以下のとおり。
（各年における処理件数が対象）
日本　特許査定件数/（特許査定件数＋拒絶査定件数＋審査着手後の取下げ・放棄件数）
米国　特許証発行件数/処理件数
欧州　特許査定件数/（特許査定件数＋拒絶査定件数＋放棄件数）
韓国　特許査定件数/（特許査定件数＋拒絶査定件数＋審査着手後の取下げ件数）
中国　特許査定率の定義を公表していない。
（資料）IP5 Statistics Report 2020を基に特許庁作成。

（出典）特許行政年次報告書 2022年版

Q 2

特許取得後，他社の特許侵害とはどのような事例が当てはまるのか。具体的な例はあるか。

A 2

権利侵害の成立条件としては次の４つがある。①有効な特許権があること。②特許発明の技術的範囲内の発明が実施されていること。③実施に正当な権原のないこと。④実施が業としてであること。

具体的な例については特許庁ホームページにある政府模倣品・海賊版対策総合窓口＞知的財産Q&Aにて確認されたい。特許侵害と感じたら特許庁ホームページで自社製品の模倣品海賊版を見つけたときの対応策の紹介などを御確認いただきたい。また，必要に応じて政府模倣品・海賊版対策総合窓口にお問合せいただきたい。

Q 3

海外出願人の明細書は，元の言語を日本語に直訳している場合があり難解な場合がある。このような明細書を理解するための良い方法はあるか。

A 3

パテントファミリーに英語の特許公報があれば，それを読むことが多い。英語以外の言語の場合は，機械翻訳を利用することもある。また，個人的な意見になるが，直訳された日本語明細書についても，ポイントだと思うところを繰り返し読むことによって理解が深まることがある。

Q 3-2

審査官が使用している機械翻訳は特許庁専用のものか市販のものか。

A 3-2

特許庁では市販品ではなく，特許庁の検索システムに組み込まれている機械翻訳を使用している。

Q 4

一次審査と権利化までの期間について欧州だけが他よりも極端に短く4.3ヵ月となっているが，その理由は何か。

A 4

日本国特許庁の審査は，審査請求された後に先行技術調査と実体審査を同時に行っている一方，欧州特許庁の審査は，出願された後に先行技術調査を行い，調査報告書を作成するフェーズと，審査請求された後に実体審査を行うフェーズの二つのフェーズから構成されており，先行技術調査と実体審査を別々のタイミングで行っている。また，日本国特許庁における一次審査期間とは，審査請求から最初のオフィスアクションが行われるまでの平均期間である一方，欧州特許庁における一次審査期間とは，出願から調査報告書が作成されるまでの平均期間のことである。欧州特許庁は2014年から全出願について出願後早期に調査報告を発行する「Early Certainty from Search」という取組を実施しており，この取組によって出願日から６ヵ月以内に調査報告が発行されることになっているため，一次審査期間が平均４ヵ月強となっている。

Q 5

特定登録調査機関については，分野毎に調査機関は決まっているのか。

A 5

登録調査機関毎に請負可能な分野が決まっている。また，審査官が各登録調査機関の調査業務の品質を評価した各区分における品質評価結果によっては，当該区分を受注できない場合もある。

Q 5-2

どの特定登録調査機関を選べば良いのか。特定登録調査機関が実施している分野を知るにはどうすれば良いのか。

A 5-2

溶接技術は主に区分14に属している。区分14を担当してる特定登録調査機関は工業所有権協力センター，パソナグループ，AIRIの３社がある（ただし，パソナグループは2020年10月から特定登録調査機関としての業務休止中）。詳細については，各特定登録調査機関に直接お問合せいただきたい。

Q 6

日本で特許登録となった場合でも他国ではなかなか登録されない場合がある。審査のハーモナイゼーションについて特許庁の考えは如何。

A 6

現在は新型コロナウイルスの流行のため，オンラインが中心だが，海外特許庁と相互に審査官を派遣し，審査実務の調和の推進を行っている。例えば，日本の審査官と海外の審査官とが同じ発明であるパテントファミリーの出願について，互いに先行技術調査，特許性の判断を行い，お互いの審査について理解を深めている。

また，日本に限らず，第一国で登録になった出願は，第一国の審査結果を踏まえて，第二国で審査を行う。例えば，第一国の先行技術調査の結果を利用し，第二国では差分の先行技術調査が可能なため，後で審査する第二国の方が審査結果が厳しくなる傾向はある。

Q 7

意匠法改正によって，関連意匠の出願件数はどのように変化しているのか。

A 7

関連意匠の出願は2017年の約4,600件から2021年の約3,800件へ徐々に減少している。出願全体に占める関連意匠の出願件数の割合は約12～14％程度である。

Q 8

特定登録調査機関制度の説明資料で，令和３年度は前年度比約20％増との記載があったが，具体的な件数はどの程度か。

A 8

年間800件程度である。

1-1-51図　【関連意匠の出願件数及び出願件数割合の推移】

（資料）特許庁作成。

（出典）特許行政年次報告書 2022年版

Q 9

マルチマルチクレームについて，日本では制限する改正になったがEPでは何か動きがあるか。

A 9

EPに関する動きは承知していない。

Q 10

審査官が対応している件数はどの程度か。

同一の応答期限の拒絶理由通知が集中することがある。とくに夏から秋にかけては，拒絶理由通知が少なく，１月から３月，４月に拒絶理由通知が多いと感じているが，審査官が着手する件数に時期による波はあるのか。

A 10

審査部門によって数字は異なるが，溶接技術を担当している加工機械という技術単位では，着手前の案件は20件／人・月程度，審査を行っている。それ以外のPCTや意見書，補正書が提出された案件を含めると，40～50件／人・月程度審査を行っている。基本的には審査請求日順に審査をしている。例えば，審査請求を同じ日あるいは同じ月に行った場合，拒絶理由通知や特許査定が近い日付で発送される可能性は高いと考える。特許庁においては，着手する件数は稼働日に応じて毎月目標を立てており，拒絶理由通知の件数は通年を通して平準化されている。

Q 10-2

新型コロナウイルスの流行は，審査に影響があるか。感染者数の山谷で審査に影響はあるか。

A 10-2

感染対策として在宅勤務を取り入れて，審査官の登庁数を減らす対応をとっている。在宅勤務ではPCTをはじめとした未公開案件の審査を行えないため，未公開案

件が集中すると，未公開案件の着手時期が遅れる可能性がある。感染者数の山谷が審査に影響を及ぼすことはおそらくない。

Q 11

無効審判で審決が出た後に出訴され，知的財産高等裁判所の判決で審決を取り消すという判断になった場合には，その後の審判部の判断に影響を及ぼすか。

A 11

無効審判に限らず，査定不服の審判なども含め，出訴された事件についてはすべて，判決の内容を検討し，参考にすべきものは，審判部内に周知するなどしている。その中で，判例や，裁判例として定着したものについて，必要であれば審査基準の改訂などを通じて，特許庁全体としてその運用に反映している。

●特許庁より無効審判について

事前受付の質問の中で侵害訴訟の話があったが，侵害しているか否かは，他者の特許に係る発明を実施しているか否かで判断される。「実施」については，特許法で規定されているが，実際に特許権を侵害していることになるか否かは，当該特許を充足するかという判断と，行為が実施に当たるかという判断になり，事件ごとに個別に裁判所が判断することになる。他者から特許侵害の警告を受けたといった場合は，弁理士，弁護士などの専門の方々に速やかにご相談いただくのが一番重要なことと思う。

侵害訴訟では，特許請求の範囲（クレーム）に書かれている文言と，自社の実施品とを一語，一語，対比して充足，非充足の判断をしていくことになるが，クレームに直接当てはまらなくても，均等論で充足との判断をされる可能性もある。以上を含め裁判所の判断になり，専門性も高いので，専門家の方にご相談いただきたい。

侵害訴訟となった場合の対抗措置として，裁判においては特許無効の抗弁があり，特許庁でも無効審判制度がある。無効審判とは，既にある特許権に対し，拒絶理由があると主張することで，特許権の有効・無効を争うもので，例えば，特許に係る発明が，先行技術文献から容易に発明できたものであると認められれば，特許権が無効になる。この無効審判制度の活用もご検討いただければと考える。

無効審判では審判廷での口頭審理を行っているところ，昨年10月からオンラインでの口頭審理への出頭が可能になっている。昨年10月から今年の８月末まで口頭審理を82件行ったが，そのうち58件，71％がオンラインでの口頭審理であった。このように，審判でも，ユーザーの利便性を高めているところである。

5　おわりに

特許委員会としては，次年度以降も特許庁とこのような興味深いテーマを盛り込んだ会合を継続して実施する計画であり，「懇談会」の名にふさわしく，溶接業界と行政実務とを繋ぐ「意見交換会」にしていきたいと考えている。

以上，昨年11月に実施された特許庁と日本溶接協会会員企業との懇談会概要を報告した。

読者の皆様からの本稿および懇談会全般に対するご意見ならびにご要望を重ねてお願いしたい。